

○上尾伊奈資源循環組合建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要
綱

令和5年5月16日告示第10号

上尾伊奈資源循環組合建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要
綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、組合が競争入札により建設コンサルタント等業務の請負契約を締結しようとする場合において、最低制限価格を設定するときの当該最低制限価格の算定の方法その他最低制限価格を設けて執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設コンサルタント等業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

2 この要綱において「競争入札」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）をいう。

3 この要綱において「最低制限価格」とは、請負契約を締結しようとする場合において、当該価格によっては契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行をされることが困難と認められる価格をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要綱は、設計金額が1件当たり300万円を超える建設コンサルタント等業務に関し、競争入札により請負契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、単価契約により実施する契約を締結しようとする場合には、適用しない。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、原則として、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の80を乗じて得た額を、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の60を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

(1) 測量業務 次のアからウまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接測量費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった測量調査費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に100分の48を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった特別経費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となった技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に100分の60を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった特別経費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となったその他原価の額に100分の90を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額

(4) 地質調査業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接調査費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 予定価格の算出の基礎となった解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に100分の48を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった直接経費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となったその他原価の額に100分の90を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務 予定価格に100分の60から100分の80の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額

2 前項第4号に掲げる業務の請負契約に係る競争入札の最低制限価格を算定する場合における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の60」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 管理者は、前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札公告その他の方法により、あらかじめ明らかにしておかなければならない。

(入札の執行)

第6条 第4条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

(落札者の決定)

第7条 第4条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けて執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。